

<別紙>

サービス改定内容

1 簡易書留特殊取扱料の変更

平成21年 2月28日(土)まで 350円

平成21年 3月 1日(日)以降 300円

〔変更後、定形郵便物(25gまで)を簡易書留とする場合〕
郵便料金 80円+特殊取扱料 300円=380円

※ ゆうメールを簡易書留とする場合の特殊取扱料も平成21年3月1日(日)以降同額(300円)となります。

2 特定記録郵便の新設

ア 商品性・特徴

- ・ 引受けの際に引受けの記録として、受領証をお渡しします。
- ・ 配達の際は、受取人様の郵便受箱に配達します(受領の証印又は署名はいただきません)。
- ・ 受領証に記載されているお問い合わせ番号により、ゆうびんホームページ等から追跡サービスを利用することができます。

イ ご利用の条件

- ・ 郵便物等の表面の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載していただきます。
- ・ 速達及び配達日指定郵便以外の特殊取扱を付加することはできません。

ウ 特殊取扱料

160円

〔定形郵便物(25gまで)を特定記録郵便とする場合〕
郵便料金 80円+特殊取扱料 160円=240円

3 書留等の割引条件及び割引額の変更

[別添](#)のとおりです。

4 配達記録郵便の廃止

これまでご愛顧いただいております配達記録郵便の取扱いを廃止します。お客さまにはご迷惑をお掛けいたしますが、新設する特定記録郵便又は料金変更後の簡易書留をご利用いただきますようお願いいたします。

[別添]

書留等の割引条件及び割引額

■同時差出しによる料金割引

一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかを同時に300通以上差し出される場合
（「単割1000」は、一般書留・簡易書留のいずれかに限ります。）

割引名称	割引額	主なご利用条件(※)
単割300	20円	<ul style="list-style-type: none">・ 同一差出人から取扱いが同一のものを同時に300通以上差出し・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 料金別納、料金後納又は料金計器別納により料金を支払い
単割1000	30円	<ul style="list-style-type: none">・ 同一差出人から、地域区分支店等に定形郵便物、定形外郵便物、通常葉書又は往復葉書のいずれかを同時に1,000通以上差出し・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 形状、重量及び取扱いが同一・ 料金別納、料金後納又は料金計器別納により料金を支払い

■郵便区内特別郵便物として差し出す場合の料金割引

簡易書留を特別料金(1)が適用される郵便区内特別郵便物として差し出される場合

割引名称	割引額	主なご利用条件(※)
区内割100	65円	<ul style="list-style-type: none">・ 配達に3日程度の余裕を承諾・ 他の特殊取扱としない
区内割300	85円	<ul style="list-style-type: none">・ 同時に300通以上差出し・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 配達に3日程度の余裕を承諾・ 他の特殊取扱としない
区内割1000	95円	<ul style="list-style-type: none">・ 同時に1,000通以上差出し・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 配達に7日程度の余裕を承諾・ 他の特殊取扱としない

■年間1万通以上の差出しによる料金割引

簡易書留を年間1万通以上差し出される場合

割引名称	割引額	主なご利用条件(※)
基本年割	30円	<ul style="list-style-type: none">・ 年間差出予定通数(1万通以上)等を事前に申し出た上、差出・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 郵便区内特別郵便物としない・ 同時に差し出す郵便物の形状、重量及び取扱いが同一・ 料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含む)により料金を支払い・ 速達以外の特殊取扱としない
特別年割	10万通以上 70円	<ul style="list-style-type: none">・ 年間差出予定通数(10万通以上)等を事前に申し出た上、差出・ 受領証の作成及びバーコードによる引受番号の表示・ 郵便区内特別郵便物としない
	50万通以上 80円	<ul style="list-style-type: none">・ 厚さ6mm以下の定形郵便物、通常葉書又は往復葉書・ 同一差出人から地域区分支店等に同時に100通以上差出・ 同時に差し出す郵便物の形状及び重量が同一
	100万通以上 90円	<ul style="list-style-type: none">・ 送達に3日程度の余裕を承諾・ 料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含む)により料金を支払い・ 他の特殊取扱としない

※ 詳細は、認可後、当社ホームページ等に掲載いたします。

※ これまでご提供しておりました、「配達証等作成による割引」や「月間1万通以上差出し等による割引」は廃止となります。

※ 現金書留の割引はありません。